

## ひとり親家庭の養育費・親子交流相談

離婚や別居に伴う子どものための養育費のこと、離れて暮らす親との親子交流について、専門相談員が相談に応じます。



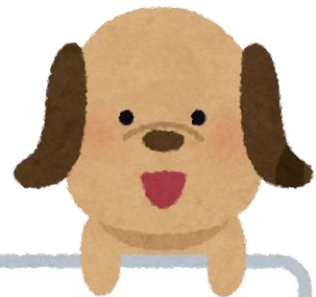
相談日 毎月第3木曜日  
ただし、第3木曜日が祝日の場合は第2木曜日  
時間 13時～16時（1回60分・1日3組まで）  
相談員 元家庭裁判所調査官・家庭問題の専門相談員等  
申し込み 子育て給付課 予約：06-6384-1471  
（平日9時～17時30分）



令和8年度 相談日（予定）（令和8年4月～令和9年3月）

相談日		時間	場所
4月16日	10月15日	13時から16時  1組60分	(受付場所) 子育て給付課 218番窓口  (相談場所) 市民相談室の相談室
5月21日	11月19日		
6月18日	12月17日		
7月16日	1月21日		
8月20日	2月18日		
9月17日	3月18日		

こんな悩みをお持ちの方はご相談ください



養育費の相場はいくらくらい？  
養育費をもらうために、どう手続きを進めればいいのか？  
養育費を取り決めてないけど、今からでも請求できる？  
親子交流（面会交流）ってしないといけない？